



人権なんでも相談所
〜相談無料・秘密厳守〜

【問合せ・申込み】
法務局 南魚沼支局

☎772-2164

・家庭内（夫婦・親子・相続など）、
親族間、近隣間のもめごと・悩み
ごとなど、毎日の暮らしの中で起
こるさまざまな問題

・いじめ、体罰、女性差別、外国人
差別などのあらゆる差別問題

日時 4月15日(木) 午後1時〜4時
(受付：午後3時まで)

会場 広神コミュニティセンター
〔魚沼市今泉〕

申込み 不要。直接会場まで。
相談員 人権擁護委員

**介護保険料の
算定・決定通知書の送付**

【問合せ】介護保険課 介護保険係
☎773-6675

介護保険料の算定

保険料は、世帯状況や市民税の課
税状況、令和2年1月1日〜12月31
日の年金収入額、所得金額から算定
します。納付方法には、特別徴収と
普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

令和2年度の保険料を年金天引き

で納めていた人や、4月から年金天
引きが始まる人が対象です。特別徴
収には仮徴収と本徴収があります。
仮徴収（4月・6月・8月分）

前年度の保険料をもとに、仮算定
した額で年金から天引きします。こ
の措置は、納付回数を増やすことに
より、1回当たりの納付額を低く抑
えるために行います。

本徴収（10月・12月・令和4年2月
分）

令和3年度保険料の決定額から、
仮徴収の額を差し引いた額を、3回
に分けて年金から天引きします。

普通徴収（納付書・口座振替）

65歳になつたばかりの人や転入し
たばかりの人、年金受給額が18万円
未満の人など、年金天引きの要件に
当てはまらない人が対象です。

保険料は6月〜令和4年3月の10
回に分けて納付していただきます。
4月・5月の納付はありません。

介護保険料の通知書

令和3年度の介護保険料決定通知
書は、6月にお送りします。

**令和3年度から介護保険料が改定さ
れました**

改定の内容など詳しくは、市報4
月1日号に折込みの「福祉・介護特
集号」4ページをご覧ください。

4月の城内診療所 診療担当医師（予定表）



【受付・診療時間】 午前：月曜〜土曜〔受付〕8：00〜11：00〔診療〕9：00〜
午後：月曜、水曜〜金曜〔受付〕12：30〜15：00〔診療〕13：30〜
火曜〔受付〕12：30〜15：30〔診療〕14：00〜

◎来院時はマスクの着用をお願いします。

【問合せ】城内診療所 ☎775-2009

月		火		水		木		金		土		日
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日
◎城内診療所では、自宅まで無料で送迎（午前のみ）します。 電話か窓口でお申し込みください。						1日	2日	3日	4日			
						高橋	高橋	休診	休診			
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日						
高橋	田中	高橋	高橋	高橋	高橋	福本	休診	休診				
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日						
高橋	田中	松田	高橋	高橋	高橋	休診	休診					
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日						
高橋	田中	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	休診	休診				
26日	27日	28日	29日	30日	※4月以降第4月曜は休診となります							
休診	田中	松田	休診	高橋								